

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に関する情報を公開することについて必要な事項を定め、市民の知る権利を制度的に保障することにより、市民参加の福祉を推進し、社協の社会福祉事業への市民の理解と信頼を深め、もって地域福祉の向上に寄与する事を目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 情報 社協の職員が職務上作成し、又取得した文書、電子計算機処理文書、フィルム等の記録媒体その他これらに類するものであり、決裁、回覧等の所定の事務手続き（その他これに準ずる手続き）が終了し、社協が現に管理しているものをいう。

(2) 情報の公開 情報を閲覧若しくは視聴に供し、又情報の写しを交付することをいう。

(社協の責務)

第3条 社協は、この規程による情報の公開を行うほか、市民からの請求の有無にかかわらず、その保有する情報を積極的に提供すること等により、情報公開の総合的な推進に努めなければならない。

2 社協会長（以下「会長」という。）は、情報の公開を求める市民の権利が十分に尊重されるようにこの規程を解釈し、運用するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮しなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この規程の定めるところにより情報の公開を受けたものは、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、その情報を濫用し、第三者の権利を侵害してはならない。

(公開の原則)

第5条 会長は、第1条の目的を達成するために、その所持又は保管する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。

(請求権者等)

第6条 次の各号に掲げるものは、会長に対して、情報の公開を請求することができる。

(1) 本市の区域内に住所を有する者

- (2) 市区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市区域内に存する学校に在学する者
- (5) 福社会員及び社協に対して寄付をした者

2 会長は、前項各号に掲げるもの以外の者から情報の公開の申し出があった場合においても、これに応じるよう努めるものとする。

(請求の方法)

第7条 情報の公開を請求しようとする者は、会長に対して、規則で定める事項を記載した請求書（以下「情報公開請求書」という。）（様式第1号）を提出しなければならない。

(公開しないことができる情報)

第8条 会長は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該情報の公開をしないことができる。

(1) 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報の公開を除く。

ア 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

イ 地域住民の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 地域住民の福祉を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

エ この規程の目的及び公開することの公益性により、特に公開することが必要であると認められる情報

(2) 社協の内部又は社協と市若しくは他の公共団体等（以下「市等」という。）との間における審議、協議、検討、研究、調査等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより当該又は将来の同種の審議、協議、検討、研究、調査等の公正かつ適切な実施に著しい支障が生ずると認められるもの。

(3) 社協又は市等が行う検査、取締り、訴訟、交渉、入札、試験、人事、監督その他事務事業に関する情報であって、公開することにより、公正かつ適切な実施に著しい支障が生ずると認められるもの。

(4) 公表しないことを条件に任意に第三者から提供された情報であって、公開することにより、社協と当該第三者との信頼関係が著しく損なわれると認められるもの。

(5) 社協の会議に係る情報であって、公正かつ円滑な議事運営の確保のため、当該議事運営規程若しくは議決により公開しないことを定めているもの又は

公開することにより当該機関等の公正若しくは円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるもの。

(6) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の人の生活の安全と秩序の維持に著しい支障を生じる恐れのある情報。

(7) 公開することにより、社会的差別につながる恐れのある情報。

(情報の部分公開)

第9条 会長は、公開の請求に係る情報に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、当該部分を容易に分離できるときは、当該部分を除いて情報公開を行わなければならない。

(公開の決定及び通知)

第10条 会長は、情報公開請求書を受理したときは、これを受理した日の翌日から起算して14日以内に、当該請求に係る情報を公開するか否かを決定しなければならない。

2 会長は、前項の決定をしたときは、情報の公開を請求したもの（以下「公開請求者」という。）に対し、当該決定の内容（情報の公開を行う場合は、その日時及び場所を含む。）を情報公開決定通知書（様式第2号）により速やかに、通知しなければならない。

3 会長は、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないことにつきやむを得ない理由があるときは、情報公開請求書を受理した日の翌日から起算して30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、会長は、公開請求者に対し当該延長の理由及び延長後の決定期限を、速やかに情報公開決定期間延長通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

4 会長は、情報を公開しない決定をする場合及び第9条の規定により通知する場合は、それぞれ情報非公開決定通知書（様式4号）、情報一部公開決定通知書（様式第5号）にその理由を明示しなければならない。

5 会長は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る情報に第三者に係る情報が記録されているときは、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができる。

(情報の公開)

第11条 会長は、前条第1項の規定により情報の公開をする決定をしたときは、公開請求者に対し、速やかに、当該情報の公開を行わなければならない。

2 会長は、情報を公開することにより、当該情報が汚損し、又は破損する恐れのあるときその他相当の理由があるときは、当該情報を複写したものにより

情報の公開を行うことができる。

(異議申立て)

第12条 第6条第1項に規定する公開請求者は、第10条の決定について不服があるときは、会長に対して異議の申立てをすることができる。この異議申立ては、当該決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行ななければならない。また、請求をした日の翌日から起算して14日以内又は第10条第3項に規定する延長後の決定期限までに可否いずれかの決定がなかったときも情報公開審査要請書(様式第6号)により、異議申立てをすることができる。

2 前項前段の異議申立てがあったときは、会長は、当該異議申立てが明らかに不合法であるときを除き、情報公開審査会の議を経て、特別な事情がある場合を除き、当該異議申立てがあった日の翌日から起算して60日以内に当該異議申立てについての決定をしなければならない。

3 第1項後段の異議申立てがあったときは、直ちに、当該請求に係る情報を公開するか否かの決定をし、当該申立人に情報公開審査報告書(様式第7号)により通知しなければならない。

(情報公開審査会)

第13条 前条第2項により諮問された事案について審査するため情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項に規定する事務を行うため必要があるときは、異議申立てをしたもの又は社協の職員その他関係者に対して出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 審査会は、委員5人以内をもって組織し、その委員は、情報公開制度に関して優れた識見を有する者のうちから、会長が委嘱し、委嘱後直近の理事会に報告する。

4 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審査会の委員は、再任されることができる。

6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(情報の検索資料の作成)

第14条 会長は、情報の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(費用負担)

第15条 情報の公開に係る手数料は、無料とする。

2 第6条に規定するものが情報の写しの交付を受ける場合においては、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(運用状況の公表)

第16条 会長は、毎年1回、この規程の運用状況について、規則で定めるところにより理事会に報告し、一般に公表するものとする。

(委任)

第17条 この規程の施行に関し必要な事項は、この規程により規則で定めるもののほか、会長が定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程のうち情報の公開に関する規定は、平成10年7月1日以後に決裁等が行われた情報について適用する。

様式第 1 号

情 報 公 開 請 求 書

年 月 日

(あて先)
会 長

請求者住所 (法人その他の団体にあつては、
事務所又は事業所の所在地)
(〒)

請求者氏名 (法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名)
フリガナ

請求者連絡先 ()

筑紫野市社会福祉協議会情報公開規程第 6 条の規定により、次のとおり情報の公開を請求します。

1 情報の公開を請求することができるものの区分 (該当する□内にレ印を記入してください。)

- 本市の区域内に住所を有するもの
- 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
(事業所等の名称)
(所在地)
- 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
(勤務地)
(所在地)
- 本市の区域内に存する学校に在学する者
(学校名)
(所在地)
- 福社会員及び社協に対して寄付をした者

2 公開の請求に係わる情報の件名又は内容

3 請求する公開の方法 (該当する□内にレ印を記入してください。)

- 閱 覧
- 視 聴
- 写しの交付

様式第 2 号

情 報 公 開 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

会長 印

年 月 日付で受理した情報の公開請求については、筑紫野市社会福祉協議会情報公開規程第 条第 項及び第 項の規定により、次のとおり公開することに決定したので通知します。

なお、情報の公開を受ける際には、この通知書を総務課の職員に提示してください。

公開の請求に係わる情報の件名又は内容	
情報の公開を行う日時及び場所	<p>【日 時】 年 月 日（午前・午後） 時 分 ※ 当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を所管課等にご連絡ください。</p> <p>【場 所】</p>
公開の方法の区分	<p><input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付</p>
所 管 課 等 名	<p>総務課 総務担当 電話番号 (内線)</p>

様式第 3 号

情 報 一 部 公 開 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

会長

印

年 月 日付で受理した情報の公開請求については、筑紫野市社会福祉協議会情報公開規程第 条及び第 条並びに第 条第 項、第 項及び第 項の規定により、次のとおり情報の一部を公開することに決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、筑紫野市社会福祉協議会会長に対して意義申立てをすることができます。

また、情報の公開を受ける際には、この通知書を総務課の職員に提示してください。

公開の請求に係る情報の件名又は内容	
情報の公開を行う日時及び場所	【日 時】 年 月 日 (午前・午後) 時 分 ※ 当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を所管課等にご連絡ください。 【場 所】
公開の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付
情報の一部を公開しない理由	筑紫野市社会福祉協議会情報公開規程 第 条第 号に該当 (理由)
【公開しないことに決定した部分の公開をすることができる期日が明らかでない場合の日時】 当該情報は、 年 月 日以降公開できますので、その日以降改めて公開の請求をしてください。	
所 管 課 等 名	総務課 総務担当 電話番号 (内線)

様式第4号

情報一部非公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

会長 印

年 月 日付で受理した情報の公開請求については、筑紫野市社会福祉協議会情報公開規程第 条、第 条第 項及び第 項の規定により、次のとおり公開しないことに決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、筑紫野市社会福祉協議会会長に対して意義申立てをすることができます。

公開の請求に係る情報の件名又は内容	
情報を公開しない理由	筑紫野市社会福祉協議会情報公開規程第 条第 号に該当 (理由)
公開することができる期日が明らかでない場合	該当情報は、年 月 日以降公開できますので、その日以降改めて公開の請求をしてください。
所管課等名	総務課 総務担当 電話番号 (内線)

様式第5号

情報公開決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

会長 印

年 月 日付で受理した情報の公開請求については、筑紫野市社会福祉協議会情報公開規程第 条第 項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

なお、決定を行ったときは、速やかに通知します。

公開の請求に係る情報の件名又は内容	
規程第 条第 項の規定による延長後の決定期限	年 月 日
決定期間を延長する理由	
所管課等名	総務課 総務担当 電話番号 (内線)

様式第 6 号

情 報 公 開 審 査 要 請 書

第 号
年 月 日

情報公開審査会委員長

様

会長 印

請求に係る情報公開の可否の決定について、下記のとおり異議申立てがありましたので、筑紫野市社会福祉協議会情報公開規程第 条第 項の規定により、審査を求めます。

記

請求に係る 情報の内容	
異議申立て 受付年月日	年 月 日
意義申立理由	

様式第7号

情報公開審査報告書

年 月 日

(あて先)
筑紫野市社会福祉協議会会長

情報公開審査会
委員長 印

年 月 日付 (第 号) の情報公開審査要請書で審査の要請があった異議申立については、下記のとおり報告します。

記

意義申立てに係る情報の内容	
審査の内容	